主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

弁護人奈賀隆夫の特別抗告の理由第一は、憲法三一条同三二条違反をいうが実質は、単なる法令違反の主張にすぎないものであり、同第二は、憲法三一条違反をいうが、執行猶予者保護観察法五条第一号にいう「善行」なる文言は、刑法二六条の二第二号の「遵守ス可キ事項ヲ遵守セズ其情状重キトキ」との文言と相俟てば、その意義範囲が不明確ではないから、右違憲の主張は前提を欠き、同第三は、憲法三六条違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張にすぎないものであり、また同第四は、憲法二七条違反をいうが、記録に照らしても被告人が正業に就くことを妨げた事実は、これを認めることはできないので、所論違憲の主張は、その前提を欠く不適法なものであり、以上いずれも刑訴法四三三条の特別抗告適法の理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見により、主 文の通り決定する。

昭和四六年四月三〇日

最高裁判所第一小法廷

誠			田	岩	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官